

第25号議案

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第三号

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十七日

文京区教育委員会

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）
第八条第二項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

付 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員職務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （職員の定義）</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 <u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u></p> <p>第三条～第七条（略） （年次有給休暇等の請求等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 果費負担教職員及び<u>会計年度任用職員</u>についての前項第二号に掲げる申請は、休暇・職免等申請簿（別記様式第六号）により行わなければならない。</p> <p>第九条～第二十三条（略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この訓令は、令和二年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条（略） （職員の定義）</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 <u>都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）に基づき区立学校に派遣された日勤講師及び東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）に基づき任用された非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）</u></p> <p>第三条～第七条（略） （年次有給休暇等の請求等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 果費負担教職員及び<u>一般職非常勤職員</u>についての前項第二号に掲げる申請は、休暇・職免等申請簿（別記様式第六号）により行わなければならない。</p> <p>第九条～第二十三条（略）</p>

